

## つくば市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、つくば市立図書館雑誌スポンサー制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 つくば市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）は、雑誌資料提供の場を広告媒体として活用することにより、企業及び個人の事業者、公共的団体、その他つくば市立中央図書館長（以下「館長」という。）が適当と認める者（以下「企業等」という。）の情報発信の場を提供するとともに、図書館の財源を確保し、所蔵資料、施設及びサービスのより一層の充実を図り、地域と連携しながら図書館を通じてつくばの教育を応援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要項において雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という。）とは、当該要項の目的に賛同し、スポンサー料を負担する企業等をいう。ただし、個人を対象としない。

2 スポンサーは、指定する雑誌の最新号カバー等に広告を掲出することができる。

### (広告の掲出基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告又は事業者の広告は掲出しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に係るもの
- (2) 政治性又は宗教性のある宣伝に係るもの
- (3) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織に関するもの

るもの

(6) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する

貸金業に係るもの

(7) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現により誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの

るもの

(8) その他、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(スポンサー認定期間)

第 5 条 原則として 1 年間（4 月 1 日～翌 3 月 31 日）とする。年度の途中からは、スポンサー決定の翌月から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 2 か月前までに、スポンサーが継続の意思を示した場合は、スポンサーを継続することができるものとする。

(スポンサーの募集)

第 6 条 スポンサーの募集は、市が持つ情報発信手段を利用して行うものとし、その他、企業等に対しスポンサー制度の案内をすることができる。

(スポンサーの申込み)

第 7 条 スポンサーになろうとする者は、「つくば市立図書館雑誌スポンサー申込書兼誓約書（様式第 1 号）」に次に掲げる書類を添付して館長に提出しなければならない。

(1) 掲出しようとする各種広告の原稿を雑誌 1 誌につき 2 部

(2) 事業内容が分かる会社概要等

(スポンサーの決定及び広告等の内容審査)

第 8 条 館長は、スポンサーの申込みがあった場合は、速やかに内容を審査し、スポンサーの可否を決定する。同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

2 館長は、具体的な広告内容を判断し、その上で修正・削除を申込者に依頼することができる。

3 審査により決定した可否は、「つくば市立図書館雑誌スポンサー承認決定通知書（様式第2号）」又は「つくば市立図書館雑誌スポンサー不承認通知書（様式第3号）」により速やかに申込者に通知するものとする。

（広告の規格）

第9条 スポンサー制度の広告の規格は、館長が別に定める。

（広告の変更）

第10条 雑誌カバー等に掲出している広告を変更する場合は、「つくば市立図書館雑誌スポンサー掲出広告変更申請書（様式第4号）」に新たに掲出しようとする広告の原稿を2部添付して提出しなければならない。

（スポンサー決定の取下げ）

第11条 スポンサーは、自己の都合によりスポンサーの決定を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定によりスポンサーの決定を取り下げるときは、書面により館長に申し出なければならない。

3 第1項の規定によりスポンサーの決定を取り下げたときは、納付済みのスポンサー料は返還しない。

（スポンサーの取消し）

第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーの決定を取り消すことができる。その場合は「つくば市立図書館雑誌スポンサー承認取消通知書（様式第5号）」により速やかにスポンサーに通知する。なお、既に納付済みのスポンサー料は返還しない。

（1）館長が指定する期日までにスポンサー料を納入しないとき。

（2）スポンサーが、各種法令に違反したとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要項に抵触したとき。

（スポンサー料の返還）

第13条 スポンサー料は原則として返還しない。ただし、スポンサーの責めに帰

さない事由により広告を掲出することができなくなったときは、この限りではない。ただし返還金に対しての利息は付さないものとする。

(免責事項)

第 14 条 スポンサーは、蔵書整理、災害その他の理由により図書館が臨時に閉館となる場合があることをあらかじめ承諾するとともに、当該閉館による閲覧の停止に伴う損害賠償の支払い、その他費用の請求を市に対して行わないものとする。

(広告掲出の責務)

第 15 条 スポンサーは、掲出した広告の内容に関する一切の責任を負う。

2 スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理が完了していることを保証しなければならない。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決する。

(その他)

第 16 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要項は、平成 27 年 1 月 22 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 12 月 17 日から施行する。

附則

この要項は、平成 28 年 3 月 8 日から施行する。

附則

この要項は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和元年 8 月 22 日から施行する。